

# 老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保します。

自動調整の仕組みだけでは、給付は際限なく下がる可能性

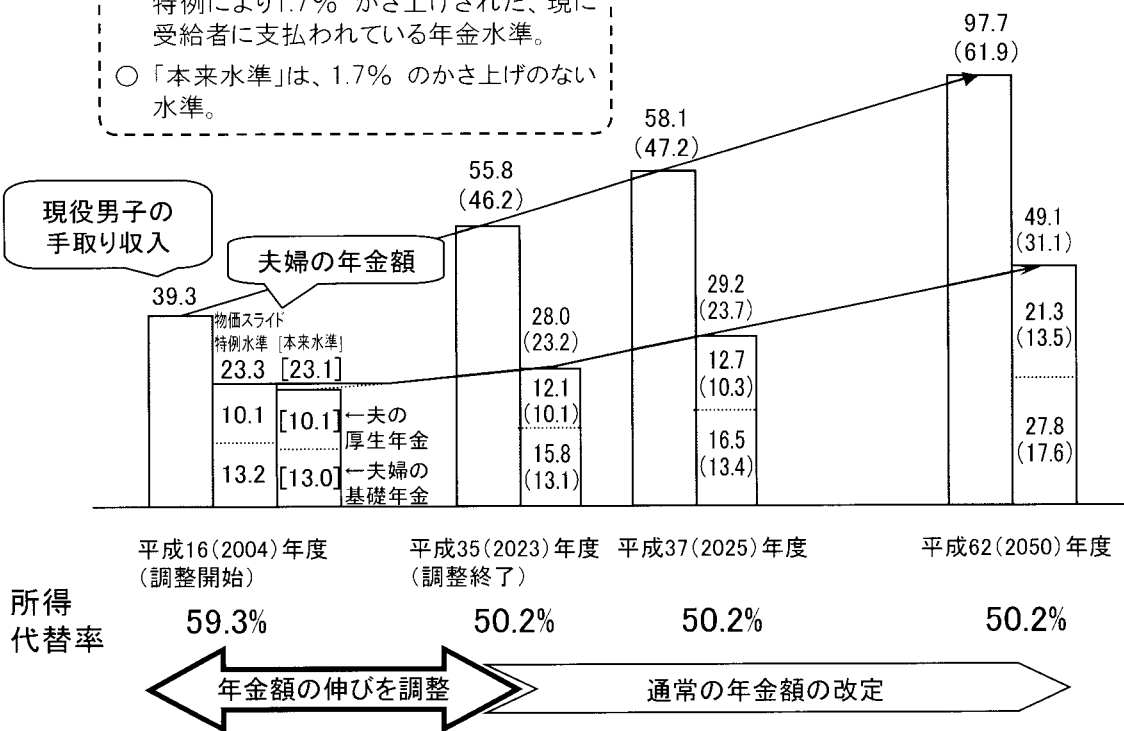
標準的な年金受給世帯※の給付水準(夫婦の基礎年金を含む厚生年金)は、現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保します。(平成35(2023)年度以降50.2%)

※ 標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいいます。

## 標準的な年金受給世帯の給付水準

- ・ それぞれの年に年金を受給し始めた時の年金の給付額(名目額)
- ・ ( )内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額

- 「物価スライド特例水準」は、物価スライド特例により1.7% かさ上げされた、現に受給者に支払われている年金水準。
- 「本来水準」は、1.7% のかさ上げのない水準。



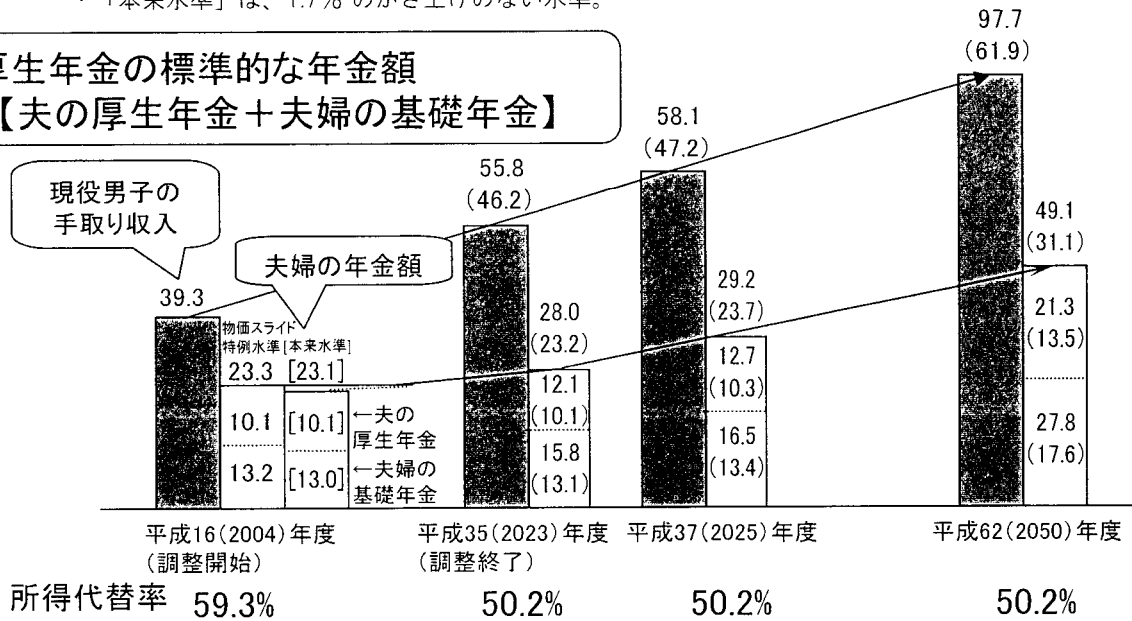
Q. 給付水準が50%を割り込むことが予想される時は？

A. 財政検証の際、次の財政検証までに50%を割り込むことが予想される場合は、マクロ経済スライドの停止、給付や負担の在り方について再検討することとしています。

## 年金を受給し始めた時の年金給付額の見込み

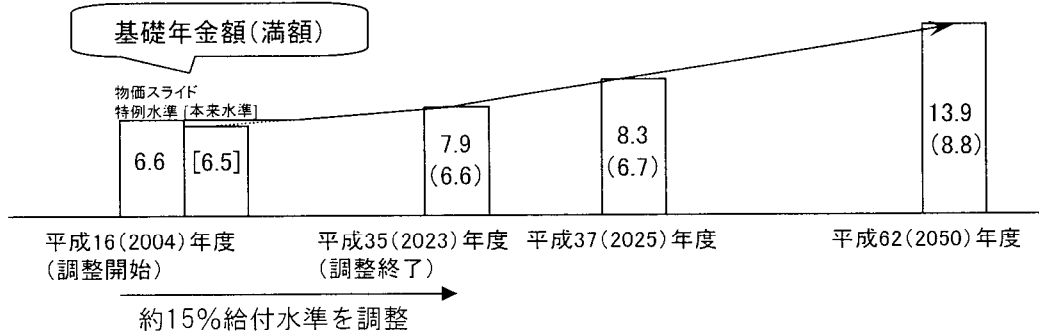
- ・ 名目額。( ) 内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額
- ・ 「物価スライド特例水準」は、物価スライド特例により1.7% かさ上げされた、現に受給者に支払われている年金水準。
- ・ 「本来水準」は、1.7% のかさ上げのない水準。

### 厚生年金の標準的な年金額 【夫の厚生年金＋夫婦の基礎年金】



- ◎ 年金をもらい始めた年以降の年金額（名目額）は物価の上昇に応じて増加しますが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになります。

### 基礎年金のみを受給する者の年金額【本人の基礎年金】

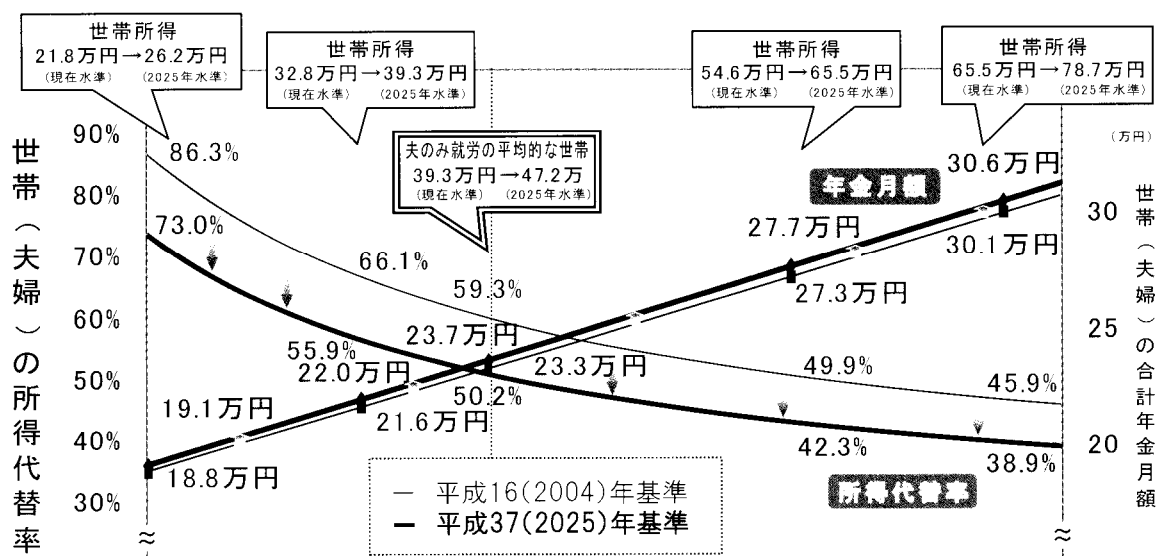


- ◇ 基礎年金は定額の給付であるため、給付水準やその下限を、手取り収入額と比較した水準で示すことはできませんが、厚生年金と同じマクロ経済スライドにより、標準的な年金額の所得代替率が50%以下にならないよう基礎年金額が調整されます（約15%給付水準を調整）。

- 基礎年金、厚生年金とも、通常は一人当たり手取り賃金上昇率で改定が行われますが、年金額の伸びを調整する期間（マクロ経済スライドを適用する期間）は、手取り賃金上昇率から調整率（公的年金の被保険者数の減少率・平均余命の伸びを勘案した一定率）を差し引いた率で改定します。この調整は、厚生年金・基礎年金とも同様に行われます。（詳しくは、パンフレット14,15ページをご覧ください。）

- 給付水準の下限50%は、標準的な年金受給世帯についての水準であり、これは世帯類型や所得によって異なります。
- これは、厚生年金では、基礎年金制度を通じて所得再分配の機能を持たせることにより、世帯一人当たりの賃金の低い世帯に相対的に手厚い給付を行う仕組みとなっていることによるものです。
- したがって、
  - ・ 平均的な報酬額より高い報酬額で加入していた方の年金  
→ その方の得ていた報酬額との対比では50%を下回る
  - ・ 平均的な報酬額より低い報酬額で加入していた方の年金  
→ その方の得ていた報酬額との対比では50%を上回ることとなります。
- なお、単身世帯については、基礎年金が一人分になりますので、夫婦世帯と比べれば、相対的に所得代替率は低くなりますが、単身世帯の中で見ると、所得の高い人ほど所得代替率は低く、所得の低い人ほど所得代替率は高くなります。

### 世帯の所得による年金額の割合(所得代替率)の変化



○ 世帯所得は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。  
 ○ 2025年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。  
 ○ 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)